

内閣官房 IT 担当室御中

社団法人 情報サービス産業協会
会長 浜口友一

新たな情報通信技術戦略の策定に関する意見の提出

厳しい経済環境が続く中で、我が国経済の再生には IT の利活用による構造改革及び生産性向上が不可欠です。また、疲弊の度合を強めている地域経済の活性化、地球温暖化対策、防災・医療など安全安心な社会基盤整備の手段としても IT の果たす役割は極めて重要であります。

このような中、新たな情報通信技術戦略が策定されることは極めて重要であり、意見提出の機会をいただいたことに深く感謝申し上げます。

なお、策定に当たっては、産業構造審議会情報経済分科会での議論の成果を踏まえるとともに、韓国の G4C (Government for Citizen) 事業等も参考に、電子政府を中心とする IT 化の遅れを早急に取り戻すべく、e-Japan 戦略等の過去の IT 戦略の成功・失敗を十分評価すべきと考えます。

以下、意見募集対象として提示された 4 点について意見を申し上げます。

1. 重点施策の中で特に優先的に取り組むべきものは何か。

提示された重点施策の推進に当たっては、府省庁の壁を超えた総合的かつ戦略的な推進体制の構築を図り、予算と権限に裏打ちされた強いリーダーシップの下で、効率的で一貫性のある体制を構築し、その推進を図る必要があると考えます。

優先順位につきましては、以下の通りです。

1. 行政刷新を目的とした「電子行政の実現」を最優先施策とし、特に、人件費の削減等の見える化が可能な行政プロセスの BPR を進めることは、電子行政の実現にとって不可欠の要件であります。
2. 各種行政手続き、問い合わせ業務等について、国民のライフ・イベントに沿ったワンストップサービスの実現を図る必要があります。
3. 「地域の絆の再生」について、IT の利活用による地域連携を進めることが必要です。
4. 「新市場の創出と国際展開」では、社会基盤整備を目的とした戦略プロジェクトの実施が重要と考えます。

2. 各重点施策についてそれぞれどのような目標・スケジュールを設定して取り組むべきか。

各施策の府省、部門、推進責任者を明確にした上で、IT 戦略本部にて総合的なスケジュール調整を行っていただくことが必要です。

なお、優先的に取り組む電子行政関連につきましては、IMD（国際経営開発研究所）の国際競争力ランキングで総合 17 位であるものの、政府の効率性については 40 位と低迷しており、これを 5 年後に 10 位以内にするといった目標設定が必要と考えます。

そのためには、バックヤードの人員削減や行政サービスの利用率等の定量的な数値目標を掲げる必要があります。

3. 各重点施策の推進にあたって取り組むべき課題、留意すべき点は何か。

(1)国民本位の電子行政の実現

真の電子政府実現のための BPR の実施

電子政府につきましては、単なる業務の IT 化ではなく、行政プロセスの改革が目的であり、組織も人材も法制度も与件ではありません。バックヤードの人員半減を目指した BPR を改革の入り口とする必要があります。府省庁縦割りの弊害を排除し、各情報システム間の連携がとれた形で再構築する必要があります。

残念ながら、行政機関相互の連携が不十分であるため、依然として必要な手続きを一度にまとめて行うことが出来ないなど利用者視点に立脚したシステムとは言いがたいのが実態です。引越しや結婚など国民のライフ・イベントにおいて行政上の手続きをシングルウィンドウで、かつ、ワンストップサービスで行うことができなければ、真の電子政府とはいえません。

行政・業務プロセスの改革に加え、こうした利便性の高い行政手続きを可能とするためにも、本人の了解の下で省庁自治体間のデータ連携を可能とする国民 ID の導入により、電子行政全般の共通基盤と位置づけることが必要です。

また、現在は国・地方を含め行政機関ごとに異なっている法人コードの共通化を図ることも必要です。

(2)地域の絆の再生

IT利活用による地域連携をベースとした経済活性化の推進

中小企業が IT を活用して生産性向上や経営の高度化を実現し、更なる成長を目指すためには、中小企業への IT 利活用の普及・啓発活動の継続・拡充を図る必要があります。一方、地域経済の活性化支援に加え、地域情報サービス事業者と地域のユーザとの連携を強化することが地域産業の発展に寄与することから、地産地消型ビジネスの活性化等が可能な情報化基盤整備の促進を図る

ことが重要です。

具体的には、中小ユーザ企業の対策として、IT 経営応援隊による小規模企業向け研修の充実など、地域において IT 経営の実践を引き続き支援していくとともに、地域イノベーションパートナーシップにおけるユーザとベンダのマッチングを推進していくことが重要と考えます。

(3)新市場の創出と国際展開

今後成長が期待される戦略分野について

IT を活用した社会的基盤整備のための戦略プロジェクトの展開

防災、医療、地球温暖化対策など安全・安心な社会の実現を図る上での課題の解決には IT の利活用が不可欠です。ただし、その取り組みは、単なる技術的な実証実験であってはなりません。また、特定の省庁や地方自治体がバラバラに進めるものであってはなりません。国家レベルでしかできない、国民の実利用に供する共通の社会基盤足り得る戦略的な情報システムとして実施すべきです。この戦略的情報システムの構築を社会基盤整備のための戦略プロジェクトとして実施することを提案いたします。

本提案については、当協会においても次の目的をもって企画立案活動を開始しております。

- ・今の時代に相応しい IT を活用した社会インフラとなること。
- ・安心・安全な社会の実現や地方の活性化など我が国が抱える重要課題の解決に資すること。
- ・導入成果が我が国 IT 産業の海外展開に活用できること。

4. 上記施策を推進するための要望項目

施策推進に当たって、情報サービス産業界より以下の5点について要望いたします。

(ア)政府 IT 調達に関する見直し

情報システムが質の高い行政サービスの実現に寄与するには、完成責任や信頼性責任、手続の透明性確保、継続性（拡張性）、技術革新に対するインセンティブ等に配慮し、価格以外の要素をバランスよく評価する合理性の高い政府調達制度とする必要があります。

このような観点を踏まえ、円滑な政府調達を実施するため、平成 19 年に「情報システムに係る政府調達の基本指針（以下、基本指針）」及び「情報システムに係る政府調達の基本指針 実務手引書（以下、実務手引書）」が策定されました。

しかしながら、完成すべき作業の内容が明確に定義できない業務について、発注者責任を明確にするための準委任契約の適用、あるいは共通基盤事業者のシステム統合責任といった課題を先延ばしにしたままとなっています。また、

特約書、取決め書の各条項では、事業者にとって片務的なもの（違約罰規定等）も残されたまま現在に至っており、政府調達ばかりでなく、地方公共団体の IT 調達にも少なからぬ影響を及ぼしています。

つきましては、経済産業省が策定した、契約モデル、信頼性向上ガイドライン、情報システム調達のための技術参照モデル（TRM）等の成果を踏まえ、発注者の責任を明確にするよう基本指針、実務手引書全般の見直しが必要と考えます。また、IT 人材の能力や知識などを客観的に評価することが可能な情報処理技術者試験やスキル標準についても調達基準の中に位置づけるべきと考えます。

(イ)クラウドコンピューティングの推進

IT による新たなイノベーションを牽引する可能性として、クラウドコンピューティングの推進が考えられます。そのためには、データの利活用を促進する制度整備やデータセンタの一層の活用に向けた政策などが必要と考えます。

また、情報サービス産業のデータセンタは、我が国産業の情報インフラの効率的な運用を担うとともに、日本全体のエネルギー削減にも貢献しています。

データセンタの省エネルギー指標については、環境配慮の観点から、IT機器のエネルギー効率と冷却等の付帯設備のエネルギー効率の両者を考慮した指標（DPPE: Datacenter for Performance per Energy）の採用が有効です。加えて、ユーザの情報システムのエネルギー消費削減に有効な税制等の優遇策の検討を施策として提案いたします。

(ウ)高度 IT 人材の育成

資源に乏しい日本においては、人材こそ最も重要な資源であることを強く認識する必要があります。特に、「世界の中の日本」を常に念頭に置き、新たな情報化新時代を築く高度な IT 人材が育成される社会的な仕組みを整備することが重要です。

そのためには、専門学校、大学、大学院から、産業界のニーズにマッチした実践的な IT 人材がより多く輩出されるよう、関連省庁、産業界、教育機関の一層の連携が必要です。

さらに、IT 人材の能力や知識などを客観的に評価することが可能となっている情報処理技術者試験やスキル標準といった IT 人材の育成・評価手法について、その継続実施・普及と国際展開が必要と考えます。

(エ)情報システムの信頼性・安全性の確保

新しい技術やアーキテクチャの出現に伴い、多様な IT サービスが創造される今日の情報化社会にあって、情報システムの信頼性やセキュリティを向上させるためには、相当の開発コストや対策コストが発生します。このような中、限られた経営資源（ヒト、モノ、カネ）において、信頼性及びセキュリティの確保とコスト低減はトレードオフの関係にあり、適切なバランスを保つことが重要であります。

この認識をふまえて社会インフラとしての情報システムの果たす役割に応じた信頼

性やセキュリティの水準を明確にし、過剰投資による社会的ロスを軽減する取り組みが必要であり、施策として追加するよう提案いたします。

(オ) 施策実現手段の多様性の維持

平成 22 年度税制改正大綱において租税特別措置の見直しが示されました。

しかし、我が国経済の活性化を図る上で施策立案において採りうる選択肢を徒に狭める必要はありません。施策実現手段の一つとして、租税特別措置は今後も活用すべきです。これを適時にかつ時限的に適用することにより、税制上の効果が広く国民に裨益するのであれば、税制改正大綱が掲げる課税の「公平・透明・納得」を逸脱するものではないと考えます。

したがって、必要に応じて租税特別措置による施策展開を図る必要があると考えます。特に、戦略的な IT 投資を推進する観点から、税制による優遇措置が必要と考えます。

【本件に関する事務担当】

社団法人 情報サービス産業協会 事務局 田原幸朗

〒104-0028 東京都中央区八重洲 2-8-1 日東紡ビル 9 階

Tel:03-6214-1121 Fax:03-6214-1123 e-mail:stahara@jisa.or.jp

以上